

## 横浜港大さん橋国際客船ターミナル出店者募集要項

横浜港大さん橋国際客船ターミナル  
(指定管理者：一般社団法人横浜港振興協会)

横浜港大さん橋国際客船ターミナルに入居する出店者（ショップ）を下記の要領で募集いたします。国際客船ターミナルとして、横浜港とその周辺の賑わいを創造するとともに、大さん橋のブランド力を向上していただける出店者を募集いたします。

今回の募集は2団体が退店したことにより、その**2区画（区画No.3, 区画No.8）を募集する**ものです。  
なお、大さん橋指定管理者と出店者の間の契約には借地借家法の適用はありません。

### 1 施設の概要

- (1) 名称：横浜港大さん橋国際客船ターミナル
- (2) 許認可主体：一般社団法人横浜港振興協会（同ターミナル指定管理者）
- (3) 所在地：横浜市中区海岸通 1-1-4
- (4) 開店予定：令和6年9月上旬以降

### 2 出店者の募集概要

- (1) 募集業種
  - ・物販店
- (2) 店舗内容
  - ・大さん橋への来場者数の向上を促し、当施設のブランド力を高める店舗。
  - ・特に当ターミナル指定管理者とイベントの連携や施設運営に協力体制がとれる店舗。
- (3) 募集区画と店舗面積・使用料

#### ① 区画 No. 3

面積：20 m<sup>2</sup>  
使用料：月額 60,000 円（単価 3,000 円/m<sup>2</sup>）  
用途：ショップ（物販）

※倉庫を希望する場合は以下の区画を借りることができる。

倉庫：NO. 2（2 m<sup>2</sup>）  
使用料：月額 2,000 円（1,000 円/m<sup>2</sup>）  
用途：倉庫（倉庫以外の利用不可。希望者のみ契約。）

## ② 区画 No. 8

面積：30 m<sup>2</sup>

使用料：月額 90,000 円（単価 3,000 円/m<sup>2</sup>）

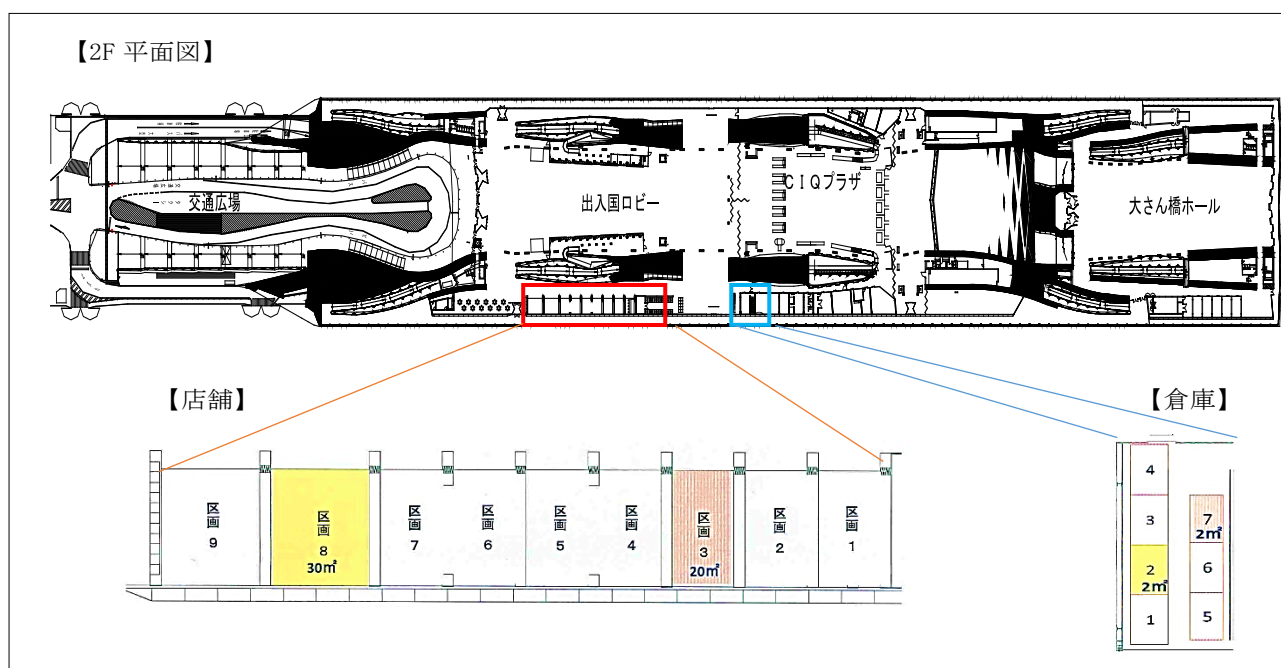
用途：ショップ（物販）

※倉庫を希望する場合は以下の区画を借りることができる。

倉庫：NO. 7（2 m<sup>2</sup>）

使用料：月額 2,000 円（1,000 円/m<sup>2</sup>）

用途：倉庫（倉庫以外の利用不可。希望者のみ契約。）



### (4) 出店者選定方法

公募型プロポーザル方式

### (5) 募集スケジュール

ア 受付期間：令和6年7月16日(火)～8月15日(木)

イ 選定審査委員会の開催：令和6年8月下旬

※書類審査通過者による説明会「プレゼンテーション」または申込書、出店企画書による書類審査を開催

ウ 出店者決定 令和6年9月上旬(予定)

### (6) 応募資格要件

ア 単独事業者又は複数の事業者で構成するグループ(JV)とする。

イ 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる

者（法人その他の団体にあつては、その役員《業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。》が暴力団員等との密接な関係を有するとみとめられる者をいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第 23 条（利益の供与等の禁止）第 1 項もしくは第 2 項に違反している事実がある者でないこと。

### 3 審査及び選定

「大さん橋出店者選定審査委員会」を設置し、審査を行う。

### 4 許可条件等

#### (1) 許可形態

ア 横浜市港湾施設条例施行規則第 3 条の規定等に基づく許可制とする。

#### (2) 許可期間

ア 令和 7 年 3 月 31 日とする。

（その後の更新については指定管理者と協議する）

#### (3) 営業日・営業時間

ア 営業日は「横浜港大さん橋国際客船ターミナル」の営業日と同じとする。

イ 営業時間は午前 10 時 30 分～午後 7 時 30 分とする。

※時間外営業、休業する場合は事前に指定管理者に申し出る。

#### (4) 使用料

ア 横浜市港湾施設条例第 24 条の規定等に基づく。

イ 月額で 1 m<sup>2</sup>当たり 3,000 円（小数点以下の面積は切り上げて算出）とする。

ウ 倉庫を使用する場合は、月額で 1 m<sup>2</sup>当たり 1,000 円（小数点以下は切り上げて算出）とする。但し、数に限りがあるため希望に添えない場合もある。

※同条例の改定により使用料が改定された場合はそれに準じる。

#### (5) 諸費用

ア 共益費：共用施設の清掃、保安警備、ターミナル内サイン制作・掲出費等に必要な経費としてひと月毎に下記単価での負担とする。

単価：1 m<sup>2</sup>当たり 200 円

（※令和 6 年 7 月時点。社会経済の変動により定期的に見直します。）

イ 電気使用料：ひと月毎に下記単価での負担とする。

単価：1 kwh 当たり 27 円

（※令和 6 年 7 月時点。電気料金の価格変動により定期的に見直します。）

#### (6) 駐車場

ア 1 台分の駐車場利用定期券を発行する。但し、車種・ナンバーは事前に届け出ることとする。それ以外の車両は駐車場の一般利用とする。

### 5 応募方法

以下の応募書類を期日までに提出する。（郵送も可）

- ① 大さん橋出店者募集申込書

- ② 出店企画書（様式自由）
- ③ 法人においては法人の登記事項証明書（全部事項証明書）  
個人においては本籍地他の市区町村が発行する身分証明書
- ④ 定款、規約、その他これらに類する書類
- ⑤ 納税証明書
  - ・法人においては「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明）
  - ・個人においては「その3の2」（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明）

## 6 その他

- (1) 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は理由を問わず返却しない。
- (3) 応募者は応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

**【問い合わせ及び応募書類の提出先】**  
〒231-0002 横浜市中区海岸通 1-1-4 電話：045-211-2305  
横浜港大さん橋国際客船ターミナル 大さん橋出店者募集 係